

11. 着

この特別教室は他の生徒生徒象ひの
ひとの部でなく、特別教室といふのは特
別部級といふことですか。

12. 着

違う。この教科の特別教室、普通教
室、それから家庭科教室、これを一般の生徒
が学ぶ教室と併存する教室でありそれで特
別教室と呼んでおりまして、特殊部級といふ事
の方。一般的の教室でありま。

13. 着

この教室があるところでは、生徒の数はさう
多くないところもござります。生徒の数はさ
く少いところの教室、計算教室の場合はそれが
あります。

14. 着

これがけむし、この特別教室はこの教室
の構造が普通の教室とは違います。政府の
割当はさうして一々うなづいて、現在特別教
室がどのくらいあるかがなかなか状態であります
が、これが特別教室に入れる備品であります。

15. 着

この特別教室は、第一に壁一面、やるべれん
布、床革はなしのレバーリーで、子育てのやれこれ
教育委員会の皆さんの方からお手入れをいたしま

官気付を察する談でござりますが、しかりに
教育行政の最高機関といはれておられる
ほどの意見としておかれたりの計画をお持ち
になられておられると聞いた事なり。されば本題は考
え方にハシテ、三質問をしたく思つておる所。
今が皆生園等二小学校の設立當時から何の校
居戦化では非常に少なかった事と、其数が
多くなってゐる事と、そのうちの多くは済んでおれ
ておる所と、ほゞがに基準算数には足りないも
のが多かつてわざと周知を通りでござつた。
且つともち一元は再稼動して、かくて建築計画
は随時戦化を経てかの整理に進みたと
云ふ事と、今コソコソの基本體度で望むてお
られる所と、又議会でもうのうの新規をかえて
おられた所とややかゝらず、今コソコソの競争してお
り所と、さて、皆生園等の場所の前に陣構
がござつた事と、今もまだ校舎が全部で立つて
いて、おれ現場行きましたら實際に校舎で全
て、又運動場を150トーレコース
位がそれかと、非常に大きき運動場でござ
つた。今コソコソおれでは体育の向とれも交際を
おこす所とやうがいのうに秀んでおられたのでござ
つた。さて、教育委員会としてはこうへき色々な
問題も毎次時にれやかに計画をもつておられたと
おこ察しておつた。思ひ出します。今コソコソ意味
分らぬ所と、皆生園等二小学校建設の依頼
の計画はござつた事とおぼれますが、又何
所か頂けた事とおもつておつた所とおもつた所
の計画も併へておられた所とおぼれます。

電力の方

教育委員会

二指摘の通り、誠に第ニ小学校以降の電力
教科が狭い。私達も非常に頭を痛めていた
事だ。ところが、第ニ小学校と周辺が軍用化で
なりかねない。従ってはいけないというふうに
いは秀をかけさせ、石や砂がかかるべきの
方の状態でござつた。そこで、今度の夏
でござれども、なかなか時期は遅れていた
ためにも、向こう軍用化内のバトマ物語
が伸びてござつた。そこで、これほどの機会
が下り何とかなにかバトマをさせて貰つたが、
山のアレンスも見ておられた。解放して
おられた後は、いかにも喜んでお見舞いを請ひた
事だ。ところが、おお結果がでなかつたからか
退屈で最近東京へ行っておられる事だ。
そこで、何年ぶりでには、新規地図をつくる事
が出来ておるではまだ計画を立てられたりせ
れども、いかれたましても、どうぞお早めに
他の地図を考へ、私個人といふ私でもうか
頗るお出でござつた。

8 章

軍用化で仕合つても、内閣にもう少し電力の方
の営業、学校といふことで七色に体育館の電
気破壊、おとこ、私立幼稚園、新規地図をい
かれば、今おとこ一派でござつた事だ。しかし
おとこも、内閣電気破壊を行はざる事なく仕合

家賃激化に支障をもたらすことがあります。数年で本
へ不動産から内子支障が日々前進する傾向と、この
つづきに劣るところです。そこで、当該二小学校の
P.T.A.の方から陳情もなされました。陳情の内容
を買ってこれましたが、このうちのものは既にそれが見
られますが、それ以外の結果はまだ見てない様子。

教育委員会

本の直議会でも提案してございましたが、566
坪を買おうとしたときに買おうとしたとき、
今、8着アルトが今ハセタニヨリハテハ、交渉を
進めております。

8 章

交渉を進めております。極力軍用地の方を
解放されてもうつむけに本體一ハレ不可。
次に、著天間中落後が近づくに体育館の
建設を行なれようとしてござりますが、これが体育
館は既に貯金に貯まっています。委員会とP.T.A.と
の話し合ひはせりながら状態にて進めて
おります。それとも本體委員会の方でそれ以前
であります。これまでに二回が北側の事。

会計係

現在、会計見張部に引かれています。政府
補助、これら手算にて決算されたら委員会
の計算額では不一致であります。そこで、二月見
積り通り建設を行なは、これが公費にては足り
ませんので、これが不足額のときはP.T.A.並びに

向こう建設省が床板石鹼で負担する
ことの多い碧海県入出港の税金を、これが通り
通れる手先で政府が直接支払うもの。

8 省

この税の手先ですか。

底本條

資利として参考の事で、必ずしも得る程一様。

8 省

今後の政府の全額補助でござります。

底本條

これがどこからか、標準面積の割合で
は、政府は補助金を支給してあります。

8 省

全額補助で有り。

底本條

全額補助をつけるが、実質的には準備が足
りませんが、それを手先で、了り口にあつて
は、これが不運な人間には手が付かない事

8 省

政府は負担する事の程度何よりも多く。

底計係

先の金額申上げます。見積額は189,980
ドルでござりますが、政府補助が92,560ドル、
委託会社経費が80,000ドル、不足額が17,420
ドル。

8番

この件数については政府で示された件数より
多く建築するようありますか。何からこの数
が通りですか。

会計係

答は大きく切ってあります。

議長

休憩申します。(午後3時5分)
再開申します。(午後3時10分)

8番

もう一度会話を聞いておきたいと聞きます。
不足額が17,420ドル、これがP.T.Aの負担
額となるべきであるとされ、これが理由で
これまで、政府委託会社の報酬よりはP.T.A
の方で件数を増したためこれまでの経費が
算入されておりそれがもとからも参考が受けられ
るとして、より前にあってはどちらか面で改
善策を示されますが、公務を負うて見て
いらっしゃるか。

教育委員会

被計委員会ではやめておいたトト。
だから、先申しげを通りでござります。P.T.A
と学校側の談合にて運びれております。

8 章

教育委員会としてはいわゆる教育委員会が
80,000ドルを負担するも決定をされた當時の
体育館の面坪数はいら設計されておりま
していません。

議長

休憩一時半。(午後3時12分)

休憩一時半。(午後3時13分)

宮城委員

私が方から官署申しげます。
当初、改修補助金以外に教育委員会が
90,000ドルを補助してもらひたい。これは
学校側とP.T.A側の要請でござります。
そこで、教育委員会と学校側、P.T.A側と
一括りになりまして当面はこれで90,000
ドルを負担のお願いをいたしましてあります。
そこで、前當面として90,000ドルはまじめ
に、80,000ドルが出來るけれど、それでや
くされながとこうとしてござる事で、P.T.A
側これがやう学校側当局とされてやれながら
こうことを委員会として相談してから、80,
000ドルで足りぬ時は2階の窓を削っても

アリガリテモ一派学校側の方の設計
ルガタレル様であります。

8 着

現時着用して以降上衣は削られてしま
ふ事無。

教育委員会

削られました。まことに。

8 着

じつは貴化十年。教育委員会では既
アリセバ財務省、後は教育委員会の財務に
在ラレジャヒでカド。財産開保の場所はど
カカリカナ。

休憩

休憩いたしました。(午後3時15分)
歸國いたしました。(午後3時20分)

教育委員会

整地面積が1,040坪でござります。
山地より、これが1,462.953坪にしたがへ
カカ学校側の竟何でござります。

8 着

最初は1,040坪を計画しておられた場
所の場合は教育委員会の方で80,000ドル補助され
て当然P.T.Aの負担を負して才令建了され

おつれいですが、おなまP.T.Aの方が残りの分は、
418平方メートルはP.T.Aの方が負担してもいい
というふれいが、坪数を増して、もううつて相
談を多くしてあるので、款に付いても17,420ドル
の差が出来て、P.T.Aの方から申し出た
おつれいがですね。

教育委員会

標準面積よりもこれだけ418から増えて
422にありますので、それに対するあれで
いいですか。今までの設計は。

◎ 者

教育委員会では1,040平方メートル、これが既存
から手取られた坪数でござりますので、これを基
準にして80,000ドルを補助金とされ、そこで、
その後、学校側としてどうしてもあと418坪
は増えて、それが増加の際に付しては学校側が
負担してもいいふれい了解してもらっている事情
が御てお詫びですね。最終的には、
460平方メートルに落着いたとおこなっております。

教育委員会

はい、おうでがんばる方。

◎ 者

おとて終ります。

1 看

貝今の著木岡中学校の体育館建設についての見解を聞いておりました。ほんとアリタセレバ、鋸山会として私も見解いたしました。
当初、教育委員会が、172,560ドルで1,040平方米の体育館を建設する予定でございましたが。

教育委員会

先程申上げました。1,462平方米の設計
計画をしております。

1 看

当初予算を計上する所では、体育館
の建設費は1,462,953平方米予定されており
たのです。

教育委員会

はい。

1 看

いや、今先の8看入りの見解とは全く別つい
へきや筋のねじれています。
省エネルギー省には8看入りには422,953坪
数が増えられて、17,420ドル予算をオーバーせざ
るをなすところから8看入りですが、全然カ
ハカれておりません。基礎額約40パーセント
アップであります。1,462,953平方米は。

議　　案

休憩・机椅子。(午後3時25分)
身内・机椅子。(午後3時26分)

1　　著

教育委員会は皆不同中学校の体育馆建設
担当で、当初予算額、体育馆建設坪数
は下表でござる事ある。

宮城委員

これは当初の設計からの基準面積は1,040
平方米です。それから委員会の要求がありまし
た時まで建築面積は1,462.753平方米の要求
がされゆる90,000ドルの対応費もつてみて
この時までこれだけの設計ができなかつた事
であります。そこで、80,000ドルの対応費を出可
能にされ、されゆる10,000ドルの場合は2階の
面積を減らすかとモーラ約束であつた事です
が、その後設計が変更がなして当面2年以内にわ
てがうしくが実情であります。

1　　著

委員会は当初は、建築坪数ははつきりして
行がつた事ですね。中学校並びにP.T.Aから
10,000ドルの場合は何うか要求通り計算上
でき行がつた事じやないですが。

教育委員会

したがり、完結宮城委員が宿省行ふ通り、この
宮城西市議会

10,000ドルを削っても建築料金は上がら
れてならない。

1 省

当初の予約束は、委員会と著木向中学校P.
T.Aとの予約束。

教育委員長

たから 1,462,753 でござります。

1 省

今から 10,000 ドルを削ってもおかしくない。

教育委員長

はい。

1 省

現状ではあります。現在は今後予算で 1,462,753 平方メートルの体育館を建設する予定ですが、予算通り。

教育委員長

はい、ありがとうございます。

1 省

どうして教育省との契約に計りは 189,980
ドル計上。

教育委員会

いや、委員会といふいはてはあくまでそれが
けり守育で建築され、かうかうしていふべくす。

1 看

足りぬ一筋は、

教育委員会

足りぬ一筋は、一筋が設計と変更されていて、

1 看

設計の変更、変更がひやへてあります。設計
変更は一筋一筋で、1,462.757平方メートル、設計
は当初から減少へんむじであります。

教育委員会

さうきり、こうとうかうかは坪数に打てば
内空せられても…。

1 看

設計は学校に任されております。

教育委員会

だから、P.T.A.と学校側でちうづかうべつくる
こくぶくわ…。

1 看

設計はおが。

教育委員会

はい。

| 看

これは委員会が行なうとしてあります。

教育委員会

どうやら、不景気のせいでは、それはP.T.A.と学校側
が負担するというふうになってるみたい。

| 看

教育委員会にて体育馆を建設する設計
団体等担当者に任されてあります。どうやら行
政指導ですね。

教育委員会

これは今ではございません。設計は今で
も委員会であります。

| 看

被教諭委員会で行なう計画。

教育委員会

はい。

| 看

いい、ねえ)ない。これは体育馆といつては、一
つの生徒の健室、場、特殊教室が二つで
かくはなく建築費をP.T.A.は負担しなくていい

以教育委員会にてシーアークふうに合意して
有る。

教育委員会

基本的には内閣は勿論でも委員会の意見
が上回る事もあれば、だから市長や市議会
の意見が上回る事もあれば、これらうち校の小学校
もやはり内閣は内閣の意見を上回る事もありうるし、どう
しても内閣の意見を上回る事もありうる事もありうるし、どう
しても内閣の意見を上回る事もありうる事もありうる事あり
ます。

1 節

児童生徒の一倍是公と聞いておられた事で
下り。内閣は学校並化に P.T.A やらの建設
費を負担してセ体育館を建設するという同意
書がござります。

教育委員会

この同意書がござります。

1 節

統計上以下と、分類します。

教育委員会

同意書は 189,980 ドルの内訳が、政府
補助が 92,560 ドル、それから委員会の負担費
が 80,000 ドルというふうに決めてあります。

I 看

ビーコンがつかないまま対応してます。

教育委員会

不足額 17,420 ドルについて、若生向中学校
体育館建設委員会が責任化せらるる負担行
い方について同意したものと、このようにお示
かります。

I 看

件、同意書提出された日を記載します。

教育委員会

01年11月27日でござります。

I 看

件、わざわざ。

II 看

看取函と旨ハレ方と、この問題に対する方
ては若生向中学校へ一つづつ手渡しであります
併し程度能力であります。この点、改し
く施設を建設する責任者である人は
もしく前を通じて行動でされ、追加せらるむこと、
非常に困り缺であります。同時にそれでは他
地域の信頼にあらざってます。かくて
問題が生じた所を除いては、今まで
シカク承け合われてこられたことがあります。
省後アラモドキを常に見て、こうがえられております

けれども、この中で基準面積から418個平方メートルからは設計変更によるものであるが、或は当初から委員会と学校当局が業者同でこれまでに必要なというふるい旨意に達成され、設計面積であります。これが一例。それで、局窓に達成され以下、予算がオーバーリング化、そして政府の補助金は基準面積から割り出されることは補助金がかかる。同時に計画面積の80,000ドルしか市当局は支出せんとしているが、17,000ドルの不足額が生じたという結果、年間は取立てられますが、これがどうなつてあるかがどうか。

教育委員会

先づ同意書を読むと下記の如く、17,000ドルの面積については学校、P.T.Aが負担するといふふうに書いてあります。基本的には分擔されはあらずとも、これは委員会の責任が二つ方に跨るのはもつております。

II 総

私が聞いてあるのは、どうにやむして、政府が示した基準面積約400からやや上の面積はオーバーリングます。これは委員会と学校当局との話し合いで局窓に達成したものであるがどうか。

教育委員会

行なつておきます。

II 答

行はるに、委員会としては、基準面積だけでは
です。着用用中学校の体育館授業並びに
体育館の十分な機能を果せかしていうふう
な見地から学校当局の要請に応じておれが
了解めどといふふうに理解していふが

教育委員会

これまでの事実。

II 答

これまでおおきに、委員会がこれまで設計を進
めていくことは、委員会の委嘱で建築は進
みやされてもうじつに考えてよろしくござ
ります。これは簡単です。委員会の責
任でやうにそれがよりの意見に差はないこ
の質疑や所、へりあてがなげづかが。おいて
も委員会はおもに意見は手をひいておらず
でんかの責任は学校当局に負わせておるとい
う考え方であるがゆづかが、そのシハタクのう
れやまつ、ほりきり手をひいておるといふ

教育委員会

実務もゆき受けられが、これは基本的には
あくまで委員会の責任であると。

II 答

私は質疑の問題非常にいたりません。
この建設を進める方めでうちね、設計、いわゆる

宜野湾市議会

1.4.62. 953 のです。設計をあくまでも今、委員会で設計を進めてからレポートはしてやる。委員会の責任化について進めておられたのであるが、

教育委員会

ですから、学校、P.T.A.の要望に沿うてそ
れだけにかかるといふ點でござります。

II 者

カタログから、基本的には委員会としては、当然
委員会の責任で建設費はどうわければ一円
一円さうな見解になってる点であります。

教育委員会

基本的にはおうございまます。

II 者

カタログの方ではどうやらかわらず、建設費
が不思議とですね。P.T.A. 学校当局に強要
されたりとか、私はこの建設委員会に呼ば
れていて、学校当局、或は P.T.A. から契約書、
これだけは代りに負担するレポートを
改訂に提出した限りで決済は止むか
い。それからこれを改訂が言って、レポート
がうに届いたりとか、これは事実ですが、

教育委員会

委員会にして、これは間違つてございません。

II 者

いわくせでされば、P.T.A.が或は学校当局
が内々契約書をこれに取次うればそれで
企画の事をなされても委嘱金としてはこの
設計通り建築は進めらる考えでかゝれば
が如、われんつてが何へんと申す。

被有委嘱

予算の範囲でこられてもできかへうて
されば面積を減らさなければ一。

II 者

私が聞へたのは、この負担がどのよ
う契約書をなされれば補助金を乞ひ
へしろされしとやがかったりとてかりす。
そこで、学校当局としてもタイムミットが5年から
これも申しめて、早く設計を見かへしやれ
いふをきづねられて、不意まで被嘱託の承
諾せざりります。されゆてゆかに、今、委
嘱金これが何へんのかは、この契約書はか
くして委嘱金としてはこの被嘱託は予を通り
当初通り進めらる考えでかゝれば、その
真意を聞へたる所であります。

被有委嘱

されどこれは、予算の範囲をこりうて、予算
の範囲でこりうてのう考えをもつてかりま
す。

II 省

この以内、17,000 フル庫の負担をうけ
てゐる。強要されればこの算出點を出さ
ないでも委員会には建設の優越性一辺は
秀れてそれをつかふに見てよしゆうがな
事す。

教育委員会

府、県等の言葉やおそれいが、委員会
では何を強要されたかおれはござひませ。

II 省

この算出書の同意書の下に、負担する
トがいつ同意書の提出を求めるにつけね
統一せよ。審査されねば一寸も。これがなければ
れば政府と補助屋はおせむへつづくわ
けであります。これが一寸も。これが大變で
おれはおしゃれとおほく見てやう。

教育委員会

委員会では手合ひであります。お

II 省

只向の委員会の店舗ではおなづかくお
居つかれ。

議 会

休館のいし。年。(午後3時45分)

議　案

専用の仕事 (午後3時46分)

医師係

見積者から請求される料金は(最初でいい)
手前で、そこでそれが場所にこれだけ不足しない
うといふことは、結局、件数から割りわければ
仕合のとおり、先に宮城ヘルが店舗を取らざるを
うべに販売して販賣内に割れといつていい
手前けれども、これは障接側としては手前を
カドナ削りでやりたいといつていって、手
前はそれを不足額はどうするかということはP.
T.Aが持つてタグレーとしてしまって、それを
山口見積り通りに改訂し出す場合には該
所が同意見書がなければ委嘱函といふ形
の不足額がどうするかといつて退居が下り
る上で、われらはそれを組み同意見書を
おこしもひきかねておいて、こうやらされば手足
から同意見書を出して金を出せといふ。先手
を組みながらも看完入れられたらしく強要され
てはいけないのが常識。ところが意味わか
ない方す。

II　者

山口ヘルや3つめは、この負担を手前がいい
か否、同意見書が出てから出すのが委嘱函とい
へば既支う料金通りに改訂すれば進める方意
味ないのがどうか。それだけの意見を一つ、二
つある。複数ある。これでわれらが何をやがり手前

17
c. 委員会にて議決できることにいたが
へたがゆう。

教育委員会

P.T.A. 学校の負担がなければこの工事は
今後通りは進められないと見ております。

II 総

見ていても、やはりこれはあくまでもP.
T.A.が学校に健診室の一部を手て負担
してしまつて、一方でほうから出てくれる金
は見ておらず、これが通り了解してしまつたので
います。

教育委員会

これまでのところではございません。

II 総

じやけつと聞いておきまく。これだけの後に
健診室の負担とそれがうけた教備費、あと
でまた膨大な負担額にかかります。それで、
早くそれだけの金額を算出できないのが。
非常に危ぶまれて、どうか現状であります。
それで、もし今、私が強要されると云ふうな
ことや板に嘴をしゃべらねばならないならば、この同
意書でこの二つの負担額と17,000ドル余りの
負担が板中に記して一応は健診は既定
方針通り、設計通りやろめであります。やらな
いとでありますから、同じくらいです。

新規審査会

17,000ドルの不足ということにかりオカヒトウと
これは面積を減らすには何か行動をとるか
考へております。

II 管

面積を減らして建設をするというかがんば
れてはうれしい事で少く。そこで、学校当局は
はかくまでも委員会の責任においてこの設
計はなされなければなりません。設計通り一元委員
会としては進みなければならぬ義務がある
ことはうなづけます。ところが一部の人の負担
を学校側、P.T.A.にとどめさせて、委員会
や教師陣は通り建設はできることをうなづか
ずしてからこのうちの形で建設費まで負担を
させられても、これは全く委員会の基本方針
に反する立場をとらざりります。在宅裁判は
いはじりを委員会がやるべきでないとつくづく
おこなふらせておりなされども、ところが
実状は負担しなければ設計通りでないも
のをなすのもやむを得ないにせりなされども、
担当者がそれなりの負担をいたしても委員会が
基本方針を踏まえずして委員会の責任で
どうかげりやがらせておきながらは私は
可能化も見ておりません。なぜ委員会は、責任
を持つても看過せられますが、自ら委員会で
を責任を取らなければ、基本的にはやうべまで
おこなふるにあがらせるにはそれがけの負担
をなす。強要するといふことはであります。全く我々

には理解できましたし、非常に不満であり
ます。今やるべきはどうか形でですね、一つであります。
100ドル余りの地域住民に負担をさせると
いうのが想いをですね、一応ひっ迫けてしまつ
て、これでもう少し専門化して委員会が自
主的に財政運営をおもなけがたくしてやるべきだと
私は考へておりますが、それへと向けて基本線
通り委員会の委託化へ向けてやろべきであろうと
この点の委託性をですね、十分果されめりと検
討をせつてもらえようかと思います、それへんについて承
わりたいと想つます。

答弁者委員会

これは切れてござります。もし、政府補助と
委員会の計画案、現在までありますところの
内容でござれば、もう少しお聞きなさいと
ですら、流れは流れとされ通り、これは件数
を減らしていくところのところにありますけれど
、そこには理解をもつてあります。

II 答

おける既に教科の1,462,053の教科が進め
られております。教科が進めるは一応は着々と
なはがでありますか。今やからP.T.A.の負担が
回復すべく、下のところにさへしてかね教科
が進み得られる一筋下がる手をとせうが。

答弁者委員会

ですから、実体からいがれし申上は、一方通じ、

これが審査会といふものは予算と範囲とか
でそれから何が見解でござりますか。

Ⅱ 者

委嘱者としては自分の責任において委嘱し
るうえは既に委嘱方法も決まつており
ます。これをやうやくしては被嘱者、当然委嘱者
でもべき負担と仰って他種原因に負担
せられると、たゞ考をあらわされがちです。
もとより委嘱のけりやからレセーブとの旨
はいづれも事実、これらに付いては、権利
を加えられねがちが。

教育委嘱者

でありますから標準は1,040でござりますので、換
算は十分加えてやつております。

Ⅲ 者

次、賛議通りやつても別に支障はないつ
うござります。委嘱者としては、

教育委嘱者

は、おこでござつたら、別に支障はないつ

Ⅳ 者

おりでありますからせんじは専修当局にも御うか
げて政府が示した標準面積で今体育館
の機能を果すといつておれば、おこな
せられしむにP.T.A.に負担を下さて最初を

を直面して進歩的では一歩前へ出でようがで
きね。それがレーヴィー。

教育委員会

この件は新規教育時代からよく語り合われ
て参りましたが、たしかに膨大な分量ではあっても
実績がでてゐるところを押さえておけ
ます。それで、P.T.A.が負担を負うといふこと
が面倒らしいと嘆ておなづかれて、おほくおれ
は104%でも左へがまこへやうが見解を
もつておるなり。

日 資

はい。おがうさん。この負担の問題につ
いては、たゞP.T.A.がうなぎ役当番から整備面
積についてではなくて機能を運営せよといふ
のが見化すらされば増設費請求をされた
と思うなり。それでそれは重宝感も少く程度
了解せんとしておろけますのであります。

このごとにあらばよれば、もう少し審議会の現
状をいたる種別について聞いて、その地域
住民のそれとそれをやっても税金をどうする方法
でこの問題を处理していくべきかといふ点
が第一点で重要な点として挙げられて居ます。

議 事

本日は辰巳議員の御宿にて、
シトア陳子の時間と食事について質へますが
お聞きください。

(異議點と呼吸)

議長
丁寧儀な發言にて、時間的延長が二
度決定されましたが。

議長
休憩一回目。(午後4時00分)

18番
二の 体育館建設の図面は、

教育委員長
はい、設計はできてあります。

18番
設計はできてありますか、いく坪の設計ですか。

教育委員長
一寸も待たせません。

議長
休憩 10分 (午後4時11分)
再開 10分 (午後4時14分)

教育委員長
260.753 平米だそうです。

18番
そうすると その学校 P.T.A. がでですね 同意書を出してある。これでを信頼して、この図面に取りかかった試ですぬ どうですか。

教育委員長
その通りでござります。

18番
もし、仮りに P.T.A. 学校側がその同意書の

通り東西奔走して調達に一生懸命になつた
しかし、どうしてもこの調達するに時間が
かかりがつた。となつた場合に委員会としては
当然この建築費に不足をしたという結果にな
るんだが、その桌上につけでは、どうなさるか
りですか。おそらくで可ね。P.T.A.は同意書
は、出しても学校建築の一端であるので必ず
しもこれは義務じゃないというふうに言え
ると思うんです。P.T.A.はその17,000ドル
に対する支出しなければならぬという
義務はないと思うんです。もし調達でき
ない、~~資金~~ 資金に不足をしたと思った場合
に委員会としては、どういう处置をとられ
るか。

教育委員長

ですから先程も答弁いたしましたが、どうし
てもこれだけ負担できぬことになります
ますれば、もう面積をへらす外は、どう
ふうに考えます。

18番

やはり不可とするとP.T.A.のこの17,000
ドル余の負担金を耳をそろえて委員会に示
さなければ限り図面も造れぬはずです。
着工もできませんはずです。その裏はどう
ふうに考えますか。いかに青図面は既に
予想通りこの17,000ドルも含めた予算の
青図面でははずです。やはり不可という比

17
この同意書の通り支出できはかったところ
場合にどうなりますか。

教育委員長

これはあくまでも私達は、PTAを信用する
外なら…というふうに考えます。

18番

1か1. できな…場合は、どうなりますか。
調達できな…場合 義務じやな…んです。
徹底的にこれを止めよう 权利はな…は
すでます。ございますか。

教育委員長

これはどうしても負担して下層がなければ…い
ないと思…ます。

18番

1か1 最悪を悉くした場合には、ニラ…ラニ
とかで…ると思うんです。

教育委員長

そういう方針であります。

18番

どう…ラニ方針ですか。

教育委員長

だからPTAを信頼してあくまでも調達し

で頂くというふうな方針であります。

18番

できな場合はどういう位置をとられ
ますか。お答え下さいますよ。

4万も5万もP.T.Aに或いは学校区の有志
に寄付募集がなさゆるということでござ
りますよ。

教育委員長

これは私達は同意書の通り17,420ドルはP
T.Aが負担するという立前に立てておりますので、
もしといふことは一考えられないのでですが。

18番

万が一という場合はどうなさいますか。
今先の答弁では画面を縮小してもいいという
ようなご答弁をございましたが。これはどんな
ものなのでですか。

教育委員長

だからそういう場合には、その時点でも色々
考えていく外はないというふうに思います。

18番

これは基礎造りから始まるんですよ。1,200
平米あまりの基礎楚をつけてこれだけの予算がな
いといふと、縮小なりといふこともどういふかに至る
やうか。

教育委員長

ですから、あくまでもP.T.Aを信用しております
ので、このやういいた事態がおこりましたら、その
時点でおえていく外ないと思っております。

18番

既に1回面を登注されておると云われたが
ら、建築坪数の減少もありうるという二点どう
いうことですか。

教育委員長

もしも二点に私、非常に疑を持っています。

今のところの時点では検討するには
できぬと思っております。私達もあくまでも信
頼しております。

18番

今先の質疑は、もうじゅうたんですよ。図面は、
既に造られていりますね。それを今先の言葉かの
答弁に坪数の減少もありうることをかぶ
っております。既に青図面を造って後、又面積
を小さくすればどうなりといふようなことが
生ずる場合は、ありますと云うのですが、これ
はどういうことですか。

教育長

それについてお答えしたいと思っております。
P.T.Aの建築について、P.T.Aの負担がないよ

うに、17.420ドル分について、設計変更しまして入札をして進めたいたと思つております。以上でござります。

18番

じょ、今登注してある図面は取消しのうございますね。

教育長

はい、それだけ設計であります。これから設計変更をして、入札に付していくたいたとこういうふうに思つてあります。

4番

これに間連してもう一度質疑を続けてまいりたいと思つますが、この図面の登注の時点では、1.462.753平米の了解をされたという時点、委員会として政府の基準面積といふのは、どういう政府が示した基準面積といふのは、あくまで基準であるかどうか、最低基準であるかどうか、基本的考え方だと思いますが、最低基準であれば上回ってあるといふこともあるんですが、今度1.462.753平米の図面を登注する時点においては、委員会としては政府が示した基準といふのは、1.040.平米の基準は最低を見てこれがだけの登注をしたのかどうか、その基本的考え方から説明してもらいたいと思います。

教育長

体育館の基準でござりますが、これは学校の規模別に基準が設定されております。6学級以下9学級まで、或いは、12学級とをういうふうにして、いわゆる生徒数、学級数によつて、えりいづる、うに設定をされてゐる言ひ方であります。この基準と申しますのは、この学校の生徒が、或いは、この学級数の授業が毎日の教育課程を進めよる上に支障のない、いわゆる坪数でござります。毎日の学習を進めよる上に支障を期たさない坪数でござります。従つて、1,000 平方米あれば、足りぬうのがこの基準設定にてあります。

4番

たゞ、今の教育長さんのご答弁によりますと、は往の基準が示されておりますが、えりいづれど、1,462.753 平方米を設定された基礎は、将来何、年後には生徒が何名たらか、えりいづる基礎に基いてやつたと思ひますが、どういふ計画のもとに、これだけの面積の発注をなされたのですね。何か基礎があつと思ふんですが、将来を見越すとか、或いは、学級数が多くなるとのといふ面で、こういう基礎でないといふことはあつてないと思ふんでが、どういふ基礎で、これだけの設計を依頼した訳ですか。

教育長

普天間中学校は、現在 36 学級でござい

元新潟市議会

92

ますが、36学級といふのは大き過ぎ校でござります。これ以上大きくなると、便に新しく学校を造らなければいかないと思つてゐる。教育効果の面から更にこういう問題を考えなければいかんのじやないかと思つております。従つて36学級を基準にあつて設計を進めた訳でござります。けれども学校側の方が理想的な構想で更に400平方メートル以上に面積を増してある訳でござります。将来の学級数の増加、或いは生徒の増加と、これはこの設計の中には考慮されておりません。

4番

先程、市長さんは各学校の問題もありといひ面で80,000ドルの要請があるといつておられますが、そこで1,462.753平方メートルについての体育館を造る面においては、全く知り上で80,000ドルというような額を出したものである。

市長

そういうことは承知の上ではございません。全くでも設計を変更しないでいく意味で、それでも多いんにという意味で出してねります。

4番

最大の経費で最大の効果を上げなければいけないかんといふのが、ほんとうのねらいだと思います

が、結局、これは委員会が了承するうちにこれだけの設計を依頼した以上は、これは委員会でもらわなければいけないかんといふのは立前じゅうまいです。これは、基本施設自体は当然、委員会がものべきもんだと、しかしこれが多く造られて P.T.A.に負担させると、という自体が問題でねいかと思ひますので、もう一応、検討してもらいたいとお願ひ致します。

質疑を続行いたしますが、先きの普天間小学校グラウンドの管理責任者の所在はどこかおありますか。

委員会であるか、或いは政府がやるか、或いは普天間小学校長であるかどちらにてありますか。

教育委員長
管理は両方であります。政府も高校と小学校

4番

これは何が取り決めでもござりますか。今度復帰の問題もからめまして、これが問題化すると思ういますが、委員会はまだ曖昧ですか。どの所在け。

教育委員長
これは、知念村長時代に共同使用を許可するといふふうに聞いてあります。

4番
管理の責任はどうなっていますか。

教育委員長
管理はですね、高校長と小学校長の管理下にわかれております。

4番
もう一つをすることはありますからですね。去年は高校が修理、又今度は小学校が修理すると非常にちぐはぐな方法が出て来ると想いますから。こういうものは、より明確に委員会としてはふつかりてもらいたいとお願い致します。
それから職員手当の今度退職するので出ておりますが新聞紙上によりまして勧奨退職ではたまにありますとありますといつのがあるんだが退職金がもてたまといふのが新聞にありますから宜野湾市にももうようほ該当者がいるかどうか。退職したんだが退職金が出てないという方がいるかどうか。

会計係
あります。

4番
委員会として政府にどういう手続きを取りますか。これに対してたゞ政府が金を出すときに金をもらうといふ考え方でありますか。これは当然義務として支出し口ければ

かん問題でござりますが、どうに付いて委員会としてどういう処置を行はされたか。

会計係

今申請けられまして、この件につきましては、従来の場合にも即座にけられませんで、すいぶん日日やりたっておりましたので、今までは3催促まででいい、てありますから、今申請手続を出して、従来も、これでやくられがちだもんでしたので、このままで、催促まででよい行ってやりません。

4番

退職すれば、当然退職金をもらひうるのですが、これほど立て前であります。どういふことでも、みんなに遅れてやります。理由はまだ解りませんか。

教育長

連合正の事務局に働きました後、この退職金の早期解決につきましては、たえず文教局のほうも折衝して、早く退職金が出てよう努めはしておりますけれども、3月までの退職について、また私の日途はつてありますけれども、8月末後の退職者についてまだどの資金、日途がつかないで大変困っております。

4番

これは、予算があつて出せないのが、ばくで出せ
ないものであるか、どうですか。

教育長

予算としてはあります。しかし、いわゆる行政機
助の関係で、いわゆる予算上は組まれてゐる
けれども、金としてはないということでありまし
て

それに關連して、今現在、校舎の建築を進
めているものに対して工事完了によってこれまで
支払われなければ、いかんといふ工事費があると
いうんですが、その支払いの遅延をうへ
ては宜野湾にありますか。

会計係

ハ、最近までございましたが、一応送って
頂いて、現在までございません。

4番

はいですね。

この遅延した日にちとか、そういう面における
補償ですか、そういうのは要むされてあります
か。

会計係

今月三日まで行っておりません。

4番

次に備品管理が非常にできてないと各学校の現場の管理できてないといふと委員長さんから資料は造ましたというところでありますか備品台帳なんか整備された学校は何校ございますか。

会計係

現在としては全学校整備されております。現在では。

4番

備品設備なんかありますか。

会計係

今年度監査員の方に各学校検査して頂いておりましたが、彼一校だけ残っておりますがあざき君許しがありましたように完璧とはいわれ下さいにしても徐々に整備され、又管理面も拡充されてきております。

4番

生員会が及ぼすいかにも知れませんがP.T.A.備品といふのがありますか。学校内にP.T.A.備品といふのがありますか。

会計係

ございます。

4番
それはどういふ管理の方法で指導とか
やつてありますか。

会計係

管理面では、同じく台帳に記載
される購入関係で区別されておるだけ
で、管理面においては、一応同じ政府補助、
委員会負担、或いはP.T.Aというふう
に台帳上で区分されておるだけで、管
理上では同じ修理でされております。

4番
別個に台帳を持つておませんか。P.T.
AはP.T.Aだけで。

会計係
一つには、てあります。

4番
一つには、てありますね。それからいいん
ですか。おそらくP.T.Aの備品は別個
に取扱っておる学校もあるという話を聞
いておりますが、実際は一つで一つには、て
いるのはいいんですか。実際、今、同じ備
品であっても、これは、政府備品、或いは二
者は教育委員会備品、P.T.A備品と三つ
ある、各々台帳をもつてあるんだから、それ
がどれやらわからんトクな状況であります。

ですが、今、知花さんから一つにまとめてある
ということであればありますので、一応、それで了解
しておきます。

それから(審査資料)のために資料を要
するにします。繰越金は少なくとも次の定
例会までには、皆さんどの繰越金は出せると
思いますが、今頂 1,514,1ドルの補正が
出ておりますが、これへどういう面で今頃繰
越しが出たのか、なぜ出た理由の資料を出し
てもらいたいと鬼です。

8番

各議員から質疑はされまして、大体解
けてあります。あと二点、わかりませんので、質
疑したいと思います。

先程の普天間中学校の体育館建設費
についてでござりますが、何か今までの質
疑のやりとりを見てありますと非常に教
育委員会として姿勢が欠けてゐるようだ
を感じました。この設計料のものも何か
学校側に頼んでさせてゐるうに受けとら
れるんですが、何が何が設計依
頼したんかは見ておりません。

食計係

これは、資料をしていて勿論二つ建築に
付しては、学校の要望も取り入れてやつてな
る二つあります。設計は委員会でやつて
あります。

8番
入れ関係も委員会が全部取り扱う旨受け
ですか。

会計係
全部当然でございます。

8番
先程の18番議質からの質疑にてP.T.Aの方に負担をかけないよう、この体育館建設には取りかかれていくという前向きの姿勢を示されておりますので、すばらしいと思えております。その辺は今後もただ建築資金においてはP.T.A負担の分までの計画として17,820ドルでござりますが、しかし実際上は中の施設もほんとうは公費ですべきであるんだが、今のところ予算からこの都合でこれがP.T.Aの方でやることになつてあります。そうした場合にはいきなり今さき詰しからいいたしますとP.T.Aの方が建設費については1700余りでござりますが、他の施設を加えますと50,000ドル余りもP.T.Aが負担しなければならないということになりますので、今後にかけてそういう面にかかるでも気をくばって直して充分進めていきたいといいます。そこでP.T.Aに負担をかけないという公約でござりますが、それでビニーリングをへらす、面積をへらしてしまったというような消極的な考え方よりでござりますが、委員会

としあは、もっと積極的なお考えにどちらかで、市よりにも働きかけて頂いて市長に日本頼んで是非実現できるよう努力をして頂きたいというようなお考えをしておあります。今度の平成11年度の決算にかしましても、市の決算にかしましても財産費の中の普天間中学校用地の不用地として131ドルの不用地額が損に表われてあります。これを見て資料からこれをして教育委員会としてはもっと教育行政を預かる立場から何處でも市長に折衝し、してできました。今後学校側へ要望に答えるべき努力をすべきだとうふうに私は考えております。

そういう立場からいたしまして、たたか議会で、二点目の問題が取り上げられてからなんなら坪数をへらさんだ"というような消極的な姿勢でなくして、もっと是非学校側からして兄弟側の要望も叶えられた"という前例ヨリ姿勢で市当局にも折衝して頂いてにしてできようから下、いわゆる現設計の1,462平方メートルの実現をやってもらいたい"というふうに思っておりますが、この辺、十分お約束ですか?

教育委員長
これだけはちゃんと約束でござるということ

努力するという結果もできはいんですか。

教育委員長

ですから、反対小学校の体育館も全然ほ
いりでございまして、何ういったものを考えますと
いうと

8番

教育委員会としては、この問題に対しては、
市当局に付しても尚努力するという姿勢は全
然、ほいといふことですね。

教育委員長

これは、基準が勿論 1.040 平米でございま
すので、これ以上要請するといふことは、考へて
おりません。委員会としては、

9番

努力はなされはいといふことですね。
今のお考へは、1.040 平米、これでも今、委
員会の考へ方からした場合には、1.040 平米
でも充分体育館の機能としては変わら
ないとかえてそれ以上造ることは、不用な
ものを造るんだといふことは解釈されてある
んだが、その解釈されても(どうがほ)と思
います。何いうことであれだけなぜ当初から
不貫した考へに付られて、そして学校当局
P.T.A なんかもこういう基準といふんじよ面か
らして、行政指導者の立場として充分説明

をして頂けなかったのでありますね。ただ今議会から云々されたから坪数は減らすんだと又学校からもう一つ要望があり、たから坪数を大きくするんだというようだ。貫性が大きいほうですね。考え方立てられないでどうか感がするんですが、どの辺はどうですか。

教育委員長

この基準オーバーということにつきましては、私が程一言触れました。新垣校長時代から基準で造ったら早くはならないかといふ、うす折衝を充分してやります。したがい学校側としてはどうしてもこれだけはなんとかなります。といふことで了解している話でござります。

8番

議員会の参考には先程のIP委員長に対する答弁は坪数をへらして造るんだといふことによる話ですね

教育委員長

ですから、もしできなければ、外さなければ。

8番

ちよと待て下さい。市当局にむづれ以上は、折衝する考え方であります。当然教育委員会としてもそれでけん引計算もござい子せんので、といふことは坪数をへらして造らる必要はない

かどうか。

教育委員長
先程の答弁通り、これはどうしてひできな
いといふならば、面積をへらすことはないが
基本保証でござります。

8番

いえ、どうしてひできには、一応は学校
側に寄付。この設計 1,462 平米を進めてお
いて、いかがどうしてもで下されば、半
数を減らすといふことです。P.T.A の募
金が集まると、どういう流れですか。一費
性かやねえようで、我々もは、きりつかぬ
いです。

教育委員長
学校とも今後充分話し合って進めた
いと思ひます。

P 番

Y. 番
Y. 番は、教育次長さんとも充分話
し合って答弁して下さい。

議長
休憩いたします。(午後 4 時 31 分)

議長

再開いたします。(午後 4 時 32 分)。

教育委員長
学校側ともよく相談して面積をへらして
何する外ないと思っています。

8番
この話し合は今議会中までに結論
はえられですか。されば、て二つ補正予
算審議のものもあればですかね。

教育委員長
これは学校側と元々話し合って今議
会中にお答えしたいと思っております。

議長
休憩いたします。(午後4時33分)

議長
再開いたします。(午後4時35分)
日程第12議案第87号 1972年度宜野
湯教育区支入支出補正予算につきまして
は質疑の段階で繼續審議といったま
す。

議長
本日の日程は全部終了いたしました
ので、これをもって今日は終了といたします。
なお、明日午前10時から再開い
たします。大変ご苦労さんでした。
散会。(午後4時36分)